

## 「不法生命訴訟」と「不法出生訴訟」

「不法生命訴訟」と「不法出生訴訟」に関して、メル友へ次のようなメールを送信した。

今日、「生命学に何ができるか」という本を読み終わりました。

チンプンカンプン。

「生命学」とは、生命世界を現代文明との関わりにおいて探り、みずからの（納得する）生き方を模索する知の運動、と定義されていました。

まあ、自分で納得しないと動かない、自分なりに納得する日々でありたいという僕の想いと共通するところがあるかなとは思いましたが。

ただ、その内外の文献、事例紹介の中に、アメリカでは「不法生命訴訟」といって、障害者自身が、もし適切な情報が親に与えられていたら、自分は中絶されおり、こんな姿で生まれてこなくてよかったはずだと医師を訴え、勝訴した（1982）ということには、考えられます。

また、アメリカでは「不法出生訴訟」といって、障害児をもつ親が、もし胎児についての情報が親に与えられていたら、自分はこの子どもを産まなかったと医師を訴え、勝訴した（1975）。

まだまだ、障害者問題は奥が深そう！

障害者問題にあれこれ HP 等でコメントしていますが、こうした根元的なところで、今後自分はどう考えていけばいいのか、分からなくなりました。

まさに、それが「生命学」ということでしょうかね。

（2003年6月20日 記）